

定 款

第 1 章 総 則

第1条（商 号）

当社は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社と称し、英文では、Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.と表示する。

第2条（目 的）

- 1 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。
 - （1） 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
 - （2） その他金融サービスおよびそれに附帯または関連する一切の業務
- 2 当社は、前項に附帯または関連する業務を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1） 取締役会
- （2） 監査等委員会
- （3） 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、9億7,273万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式を有する株主の権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4） 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

- 1 当社の単元未満株式を有する株主は、当社の定める「株式取扱規則」により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増し請求」という。）することができる。ただし、買増し請求がある時に、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合は、この限りではない。
- 2 買増し請求をすることが出来る時期、請求の方法等については、「株式取扱規則」による。

第11条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料については法令または定款のほか、「株式取扱規則」による。

第12条（株主名簿管理人）

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第13条（基準日）

当社は、定款に定めるもののほか、必要があるときは、予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第14条（招 集）

- 1 定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長が招集する。ただし、取締役会長および取締役社長のいずれにも事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の代表取締役が招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第17条（議 長）

株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長のうち、取締役会の決議によって予め定められた取締役がこれにあたる。ただし、取締役会長および取締役社長のいずれにも事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

第18条（決 議）

- 1 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを決める。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める。

第19条（議事録）

株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第20条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第21条（員数）

- 1 当社の取締役は、10名以内とする。
- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第22条（選任方法）

- 1 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第23条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第24条（代表取締役および業務執行取締役）

- 1 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を1名以上選定する。
- 2 取締役会は、代表取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。
- 3 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、その他の業務執行取締役を選定することができる。

第25条（招集）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長、取締役会長または取締役社長が招集する。ただし、取締役会議長、取締役会長および取締役社長のいずれにも事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が招集する。
- 2 取締役会の招集は、各取締役に対し会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、この招集期間は短縮することができる。
- 3 取締役全員の同意のあるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（議長）

取締役会は、取締役の中から、取締役会議長1名を選定する。ただし、取締役会議長に事故

あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

第27条（決議方法）

- 1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第29条（議事録）

- 1 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役が記名捺印するものとする。
- 2 第27条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第30条（報酬等）

- 1 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（招集）

- 1 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、この招集期間は短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条（決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第35条（議事録）

監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員が記名捺印するものとする。

第 6 章 会計監査人

第 36 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 37 条（任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 38 条（報酬等）

会計監査人の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 39 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 40 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に行う。

第 41 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 42 条（剰余金の配当金の除斥期間）

剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

附 則

第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、第 104 期定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

平成 13 年 6 月 28 日改正
平成 14 年 6 月 27 日改正
平成 15 年 6 月 27 日改正
平成 16 年 6 月 29 日改正
平成 17 年 6 月 29 日改正
平成 18 年 6 月 29 日改正
平成 19 年 6 月 28 日改正
平成 19 年 9 月 30 日改正
平成 20 年 6 月 27 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 6 月 26 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正

平成27年6月26日改正

平成28年6月29日改正

2022年6月28日改正